

いしかわ縁結びイベント登録団体募集要領

1 目的

公益財団法人いしかわ結婚・子育て支援財団（以下「財団」という。）は、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に対する取組として、結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供する企業・団体等（以下「企業等」という。）を「登録団体」として募集し、社会全体で結婚を応援する気運を高めることを目的とする。

2 登録団体の要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 本事業の趣旨に賛同して、非営利目的で出会いの場を提供できること。
- (2) 県内に活動拠点を有する企業等であること。
- (3) 結婚相談、お見合い、出会い及び結婚の斡旋等を主たる業務とする企業等でないこと。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持もしくは反対することを目的としたものでないこと。
- (5) 暴力団または暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）の統制下にある団体等でないこと。
- (6) 個人情報適切に管理できること。
- (7) その他、財団が適切であると判断すること。

3 登録団体の役割

登録団体は、以下のいずれかを行うこと。

- (1) 主に石川県内での出会いと結婚を希望する独身男女を対象とした、それぞれの特長を活かした婚活イベントや交流イベント等（以下「いしかわ縁結びイベント」という。）の企画・実施
※いしかわ縁結びイベントの実施にあたっては、別に定める「いしかわ縁結びイベント実施要領」を参照すること。
- (2) その他出会いの機会の提供

4 登録団体の登録等

(1) 登録

- ① 登録団体への登録を希望する企業等は、財団が有するWebサイト（以下「財団Webサイト」という。）上の応募フォームから必要事項等を入力し、申し込む。
- ② 合わせて、企業等は、財団Webサイトから様式をダウンロードし、登録申込書（様式1）、誓約書（様式2）等に必要事項を記載（押印）し、以下の書類と合わせて財団に提

出する。

- ・定款またはこれに代わるものの写し（団体の概要、従業員数等が分かるものであればパンフレット等で可）
- ・イベント実施実績（既に主催したイベントがある場合。チラシ等で可）

③ 財団は、申込内容と提出された登録申込書、誓約書等の内容を確認し、主催団体として適当であると認めた場合は、企業等に対して、登録証（様式3）を交付するとともに、財団Webサイト上に企業等の情報を掲載する。

（2）登録期間

登録削除の申出がない限り、登録を継続する。

（3）登録内容の変更及び削除

変更（削除）届を作成（様式自由）のうえ、財団に提出する。

（4）登録の取消

本要領に規定する事項が遵守されないときは、登録を取り消す場合がある。

なお、この場合は、財団Webサイト上で団体名及び取消理由を公表する。

（5）費用等

登録料や手数料は無料とする。ただし、登録申込やその他手続きに必要な費用は申込者の負担とする。

5 個人情報の保護

本制度の実施にあたって、登録団体は、知り得た個人情報の保護については、個人情報保護に関する法律及び誓約書の別紙1「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

6 禁止事項

登録団体に対して、いしかわ縁結びイベントの実施にあたり以下の行為を禁止する。

- （1）他人の名誉・信頼等を侵害する行為
- （2）政治活動、宗教活動、営業活動、またはそれらにつながる行為あるいは公序良俗に反する行為
- （3）個人情報を第三者に開示・漏えい・利用（インターネット・SNS等への投稿などを含む。）する行為
- （4）本事業の運営を妨害しようとする行為
- （5）許可なく財団の名称を使用する行為
- （6）その他、財団が不適切と判断する行為

7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。